一般社団法人ワールドスケートジャパン 役員選任規程

第 1 章 総 則

第1条　この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」と　いう）定款第5章 第23条、第24条により役員選任規程を定める。

第 2 章 理事及び監事

第2条 本連盟定款第5章 第23条により理事の定数は、次のとおりとする。

（1）北海道、東北ブロック 2 名

（2）関東ブロック 10 名以内

（3）中部、北陸ブロック 3 名

（4）近畿、中国ブロック 3 名

（5）四国、九州ブロック 2 名

（6）加盟団体 5名以内

（7） 以上 25 名に学識経験者 5 名を含む

第3条 男女比率

役員の多様性を重視し、女性理事の比率目標40％を掲げ早期実現に務める。

第4条 就任回数及び退任年齢

定款第 27 条役員の任期規程に沿い、選任後 2 年とする。但し5回までの再任を妨げない。

退任年齢は凡そ 75 歳とする。

第 5 条 監事は理事会において1名又は2名を推薦する。

第6条 本連盟定款第5章 第24条により理事及び監事は理事会に諮り、総会において 選任する。

第 3 章 本規程の変更

第7条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は昭和57年7月4日より施行する。

1. この規程は平成8年4月1日改正実施する。

1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。

1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。

1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。

1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。

1. この規程は元年9月1日之を改正実施する。

1. この規程は令和 5 年 10 月 24 日之を改訂10月31日実施する